

# 小高区資源ごみ分別収集業務委託仕様書

本仕様書は、小高区資源ごみ分別収集業務委託契約の履行について、業務の内容、方法及び基準を規定するものである。

## 1. 収集場所と収集物

### (1) 収集箇所

市が指定する資源ごみ集積所44箇所とする。ただし、市は、年度途中で資源ごみ集積所を増減することができる。

### (2) 収集範囲の区分

東コースと西コースとに区分する。

### (3) 収集する資源ごみ

- ・ 缶類 飲料用・食料用の空き缶（スチール缶とアルミ缶は、分別不要）
- ・ びん類 飲料用・食品用・化粧品用の空きびん（色分け不要）
- ・ 古紙類（新聞紙（折込チラシを含む。）、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙類（菓子箱、その他包装紙等）
- ・ ペットボトル
- ・ 白色トレイ

## 2. 受託資格

収集業務を受託する者は、貨物自動車運送事業法による業の許可を受けた者又は申請中で取得見込みの者でなければならない。

## 3. 業務内容

### (1) 業務の種類及び実施日

#### ①資源ごみの収集

「令和8年度南相馬市小高区家庭ごみ収集カレンダー」東コース及び西コースの資源ごみ収集日に各資源ごみ集積所から収集する。

#### ②業務実施時間

資源ごみの収集は、午前8時30分から業務終了までとする。

### (2) 収集物の運搬先

- ・ 缶類、びん類、ペットボトル及び白色トレイ  
リサイクルプラザ（南相馬市原町区上北高平字東高松37-1）に搬入する。なお、搬入した際には、その都度、ごみ計量票を受領する。
- ・ 古紙類  
（株）高良原町第一営業所（南相馬市原町区上渋佐字原田150-1）に搬入する。なお、搬入した際には、その都度、計量票を受領する。

### (3) 収集重量

種 類	推 定 重 量
缶類	12,300kg
びん類	32,400kg
新聞紙	30,200kg
ダンボール	38,100kg
雑誌、その他紙類	14,600kg
紙パック	470kg
ペットボトル	15,400kg
白色トレイ	480kg

### (4) 収集体制

標準整備は、積載量4t車以下の4台で、各車両ともに運転手1人及び助手1人の計2人乗車とする。

※運転手、助手ともに市の一般廃棄物収集運搬業従事者身分証の交付を受け、業務実施中は携帯すること。

### (5) 収集コース

最も効率よく収集できるコースを市と調整すること。

### (6) 許可書等の提出

#### ①許可書提出

貨物自動車運送事業法による業の許可証の写しを提出すること。

#### ②業務報告

業務日ごとに小高区資源ごみ収集運搬業務完了報告書（様式第1号）を作成し、3.(2)のごみ計量票を添えて、原則として各業務日以後7日以内に小高区市民総合サービス課に提出すること。

#### ③車両

車両は、業務車両届【小高区】（様式第2号）に車検証及び任意保険証の写しを添付し、事前に報告すること。また、変更がある場合は、業務車両変更届【小高区】（様式第3号）に車検証及び任意保険証の写しを添付し、事前に提出すること。

#### ④業務従事者

従事者は、業務従事者届【小高区】（様式4号）により、事前に報告すること。

また、変更がある場合は、業務従事者変更届【小高区】（様式第5号）により、事前に提出すること。

## 4. 委託契約等

(1) 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 委託料は、年度内において、変更契約ができるものとする。

- (3) 業務終了時刻は、最終計量時刻とする。なお、搬入時刻については、搬入先と十分に連絡調整をとること。
- (4) 基準となる1日の収集運搬時間は、午前8時30分から午後4時45分までの休憩時間1時間を除いた7時間15分とする。

## 5. 労働安全対策

- (1) 労働者を雇用する際には、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険）に加入すること。
- (2) 委託業務を実施するときには、自らの責任において労働安全衛生法及びその他の関係法令を順守し、労働安全を確保すること。また、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止には細心の注意を払い、必要に応じ適切な対策を講じること。
- (3) 受託者は、円滑な収集運搬業務の遂行のため、業務従事者に対して資質の向上と事故防止の強化等を目的とした次に掲げる指導教育を行うこと。
  - ①契約の各条項及びこの仕様書の内容を熟知させること。
  - ②事故防止のための十分な安全衛生教育を行うこと。
  - ③市のごみ分別収集の内容を熟知させること。
  - ④市民の批判を招く言動を慎むよう、周知徹底させること。
  - ⑤その他、必要と思われる教育を行うこと。

## 6. 関係法令

委託業務の実施に当たっては、次に掲げる法令等を順守すること。

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ②労働安全衛生法
- ③労働基準法
- ④道路交通法
- ⑤道路運送法
- ⑥貨物自動車運送事業法
- ⑦南相馬市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例
- ⑧その他関係する法令等

## 7. その他

- (1) 委託業務の実施中に限り、車両の2面以上に「南相馬市業務委託車」（縦30cm、横60cm）の表示版を取り付けること。
- (2) 委託業務の実施中に限り、作業者は、全員統一された色及び型式の作業着を着用すること。
- (3) 委託作業中は、清掃の行き届いた作業車を使用し、清潔な服装をするとともに、特に、市民への対応については、親切、丁寧を心がけ、不快の念を与えないよう配慮すること。
- (4) 資源ごみ以外のごみが排出された場合は、そのごみに違反シールを添付する等の

指導及び資源ごみ集積所の清掃に努め、回収できない違反ごみについては、違反ごみ状況報告書【小高区】(様式第6号)により、速やかに市に報告すること。

- (5) クリーンデーなどの環境美化活動等の際には、車両・人員の要請に協力すること。
- (6) 取り残し等について、市から連絡を受けたものは、回収すること。
- (7) 委託収集業務時間内で、万が一事故等が発生した場合は、小高区市民総合サービス課に報告の上、受託者の責任において自ら処理すること。

## 8. 疑義

この仕様書に定めない事項及びこの仕様書の解釈に疑義が生じたときは、その都度、市と受託者が協議の上、解決に当たるものとする。

## 9. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

(様式第1号)

年 月 日

南相馬市長

業務実施主体

小高区資源ごみ収集運搬業務完了報告書

小高区資源ごみ収集運搬業務状況を下記のとおり報告します。

記

収 集 月 日	月 日 ( )				
収 集 コ ー ス	<input type="checkbox"/> 東コース ・ <input type="checkbox"/> 西コース				
車 両 No. 、 ト ン 数					合 計
運 転 者 氏 名					
助 手 氏 名					
搬 入 回 数	回	回	回	回	回
走 行 距 離	km	km	km	km	km
新 聞 紙	kg	kg	kg	kg	kg
段 ボ ー ル	kg	kg	kg	kg	kg
紙 パ ッ ク	kg	kg	kg	kg	kg
雑 誌 ・ そ の 他	kg	kg	kg	kg	kg
缶 類	kg	kg	kg	kg	kg
び ん 類	kg	kg	kg	kg	kg
ペ ッ ト ボ ト ル	kg	kg	kg	kg	kg
白 色 ト レ イ	kg	kg	kg	kg	kg
合 計	kg	kg	kg	kg	kg
業 務 開 始 時 刻	:		:	:	:
業 務 終 了 時 刻	:		:	:	:
市 民 か ら の 苦 情 及 び 問 題 点 等					
援 護 車 両 状 況					

(様式第2号)

## 業務車輛届【小高区】

業務車輛	所属会社等	業務内容
・ ナンバー  ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー  ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー  ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー  ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー  ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー  ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
※業務内容 1. コンテナ配布 2. コンテナ収集 3. 缶収集 4. 古紙収集 5. びん収集 6. 可燃収集 7. 不燃収集 8. ペ・白ト収集 9. プラ製容器包装		

委託業務に使用する車輛は上記のとおりです。

年 月 日

南 相 馬 市 長

(様式第3号)

## 業務車輛変更届【小高区】

業務車輛	所属会社等	業務内容
・ ナンバー  ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー  ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー  ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー  ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー  ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー  ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
※業務内容 1. コンテナ配布 2. コンテナ収集 3. 缶収集 4. 古紙収集 5. びん収集 6. 可燃収集 7. 不燃収集 8. ペ・白ト収集 9. プラ製容器包装		

委託業務に使用する車輛は上記のとおりです。

年 月 日

南 相 馬 市 長

(様式第4号)

## 業務従事者届【小高区】

従事者氏名	所属会社等	業務内容
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)

委託業務の従事者は上記のとおりです。

年 月 日

南 相 馬 市 長

(様式第5号)

## 業務従事者変更届【小高区】

従事者氏名	所属会社等	業務内容
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)

委託業務の従事者は上記のとおりです。

年 月 日

南 相 馬 市 長

(様式第6号)

### 違反ごみ状況報告書【小高区】

コース No.	収 集 No.	集積所 No.	集 積 所 名	排 出 状 況		措 置			※結 果			備 考
				区 分	状 況	違反シール	放 置	その他	自主回収	市回収	その他	
				<input type="checkbox"/> 排出日違反 <input type="checkbox"/> 分別違反 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 処理困難物 <input type="checkbox"/> 家電四品目 <input type="checkbox"/> 事業系ごみ								
				<input type="checkbox"/> 排出日違反 <input type="checkbox"/> 分別違反 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 処理困難物 <input type="checkbox"/> 家電四品目 <input type="checkbox"/> 事業系ごみ								
				<input type="checkbox"/> 排出日違反 <input type="checkbox"/> 分別違反 <input type="checkbox"/> 処理困難物 <input type="checkbox"/> 家電四品目 <input type="checkbox"/> 事業系ごみ <input type="checkbox"/> 粗大ごみ								
				<input type="checkbox"/> 排出日違反 <input type="checkbox"/> 分別違反 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 処理困難物 <input type="checkbox"/> 家電四品目 <input type="checkbox"/> 事業系ごみ								
				<input type="checkbox"/> 排出日違反 <input type="checkbox"/> 分別違反 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 処理困難物 <input type="checkbox"/> 家電四品目 <input type="checkbox"/> 事業系ごみ								

上記のとおりご報告いたします。

年 月 日

南 相 馬 市 長

業務実施主体：

資源ごみ集積所一覧(R8.1.1)

No	地区	コース	行政区	場所	併設一般ごみ集積所番号	ページ	備考	形態
1	中部	西	一区	山際宅西側空き地		24	R6.11.27 JA小高支店向いから移動	小屋
2	中部	西	一区	紅梅住宅東側駐車場	122	24	H30.2新設	小屋
3	中部	西	二区	志賀宅向い		25	R7.5末移動、6.4から使用開始	小屋
4	中部	西	三区	貴船神社南西側駐車場	301	21-1		野積み
5	中部	西	三区	鎌田瓦店南側駐車場	325	25-1	R7.8.29集積小屋設置	小屋
6	中部	東	四区	田町二丁目倉庫西側	419	25-1		小屋
7	中部	東	四区	小高はらっぱ西側	409	25-1	H30.1小松屋駐車場から移転	収集箱
8	中部	東	五区	青葉寿司東側	506	26		小屋
9	中部	西	小高	小高集落センター		21		小屋
10	中部	西	片草	片草集落センター		11-1		小屋
11	中部	西	吉名	吉名公会堂	224	33-1		野積み
12	中部	西	吉名	漆原集落入口	606	38		小屋
13	中部	東	岡田	岡田公会堂	710	39		野積み
14	中部	東	岡田	井上宅前		35		小屋
15	中部	東	川原田	川原田消防屯所	031	27		小屋
16	中部	東	大井	大井会場		23-1		野積み
17	中部	東	大井	大井字坂ノ上	41	13	R2.1.23 プレハブ物置設置 新設	小屋
18	中部	東	塚原	塚原公会堂	051 052	14-1		小屋
19	西部	西	飯崎	西部グラウンド南側消防屯所	811	32		小屋
20	西部	西	角間沢	角間沢集落センター	812	31		小屋
21	西部	西	小谷	小谷集落センター	822	19		小屋
22	西部	西	摩辰	摩辰集落センター	823	18		小屋
23	西部	西	南鳩原	南鳩原公会堂	831	10		小屋
24	西部	西	北鳩原	北鳩原公会堂	832	6-1		野積み
25	西部	西	羽倉	羽倉集落センター	842	5		小屋
26	西部	西	大富	大富集落センター	852	9		小屋
27	西部	西	金谷	遠藤ストアー交差点西側	861	45		小屋
28	西部	西	川房	川房公会堂		53		小屋
29	西部	西	大田和	県道西田橋東側	881	46		小屋
30	西部	西	小屋木	小屋木集落センター	891	47		小屋
31	東部	東	女場	女場公会堂北側	911	50		小屋
32	東部	東	角部内	水谷建設研修センター入口	913	50-1		小屋
33	東部	東	上蛭沢	上蛭沢公会堂北側	921	66		小屋
34	東部	東	下蛭沢	下蛭沢集落センター北側	922	58		小屋
35	東部	東	浦尻	浦尻公会堂		76		小屋
36	東部	東	下浦	西ノ内地内	932	74-1		小屋
37	東部	東	行津	行津公会堂跡地	941	74		小屋
38	東部	東	上浦	上浦公会堂北側	942	73		小屋
39	東部	東	神山	神山公会堂西側	951	64-1		小屋
40	東部	東	上耳谷	桃内駅前消防団屯所南側	961	65-1		小屋
41	東部	東	下耳谷	下耳谷公会堂北側	962	74		小屋
42	東部	東	泉沢	泉沢集落センター北側		49		小屋
43	東部	東	福岡	福岡公会堂		49-1		小屋
44	東部	東	井田川	蛭沢慰霊碑	985	68		収集箱

小屋	37
収集箱	2
野積み	5
計	44

# 令和8年度 家庭ごみ収集カレンダー 小高区(西)

令和8年

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

26日…クリーン原町センター休日開放日

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4日…燃えるごみの収集はありません

6日…収集します(クリーン原町センターは開放しません)

31日…クリーン原町センター休日開放日

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

28日…クリーン原町センター休日開放日

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20日…収集します(クリーン原町センターは開放しません)

26日…クリーン原町センター休日開放日

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

30日…クリーン原町センター休日開放日

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

21・23日…収集します(クリーン原町センターは開放しません)

27日…クリーン原町センター休日開放日

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12日…燃えるごみの収集はありません

25日…クリーン原町センター休日開放日

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

23日…燃えるごみの収集はありません

29日…クリーン原町センター休日開放日

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

26・27日…クリーン原町センター年末休日開放日

28日…クリーン原町センター年内平日受入最終日

31日…燃えるごみの収集はありません

令和9年

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1日…プラスチック製容器包装の収集はありません

4日…クリーン原町センター平日受入開始日

11日…燃えるごみの収集はありません

31日…クリーン原町センター休日開放日

 燃えるごみ(基本パターン:毎週月・木曜日)

 燃えないごみ(基本パターン:第4水曜日)

 資源(基本パターン:第1・3水曜日)

 プラスチック製容器包装(基本パターン:毎週金曜日)

 クリーン原町センター開放日(基本パターン:最終日曜日)

11日…燃えるごみの収集はありません

28日…クリーン原町センター休日開放日

22日…燃えるごみの収集はありません

28日…クリーン原町センター休日開放日

12月29日から1月3日まで原町クリーンセンターは休みです

※12月は2回(※令和8年度は26日(土)・27日(日))

 W収集

 休日収集

# 令和8年度 家庭ごみ収集カレンダー 小高区(東)

令和8年

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	△29	30		

26日…クリーン原町センター休日開放日

29日…収集します(クリーン原町センターは開放しません)

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

5日…燃えるごみの収集はありません

31日…クリーン原町センター休日開放日

※ 5月の燃えないごみは4月29日に  
収集します。

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

28日…クリーン原町センター休日開放日

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

26日…クリーン原町センター休日開放日

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	△11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11日…収集します(クリーン原町センターは開放しません)

30日…クリーン原町センター休日開放日

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	△22	△23	24	25	26
27	28	29	30			

22・23日…収集します(クリーン原町センターは開放しません)

27日…クリーン原町センター休日開放日

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

25日…クリーン原町センター休日開放日

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3日…燃えるごみの収集はありません

29日…クリーン原町センター休日開放日

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	△29	30	△31		

26・27日…クリーン原町センター年末休日開放日

28日…クリーン原町センター年内平日受入最終日

29・31日…収集します(クリーン原町センターは開放しません)

令和9年

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1日…燃えるごみの収集はありません

4日…クリーン原町センター平日受入開始日

31日…クリーン原町センター休日開放日

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

11日…プラスチック製容器包装の収集はありません

23日…燃えるごみの収集はありません

28日…クリーン原町センター休日開放日

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

28日…クリーン原町センター休日開放日

12月29日から1月3日まで原町クリーンセンターは休みです

 燃えるごみ(基本パターン:毎週火・金曜日)

 燃えないごみ(基本パターン:第1水曜日)

 資源(基本パターン:第2・4水曜日)

 プラスチック製容器包装(基本パターン:毎週木曜日)

 クリーン原町センター開放日(基本パターン:最終日曜日)

※12月は2回(※令和8年度は26日(土)・27日(日))

 W収集

 休日収集